

岩手県告示第 719 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり都市計画事業を認可した。

平成 18 年 6 月 16 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 施行者の名称 奥州市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 水沢都市計画道路事業 3・4・12 号 水沢駅内匠田線
- 3 事業地
 - (1) 収用の部分 岩手県奥州市水沢区字大町、字横町、字吉小路、字大畑小路及び字新小路地内
 - (2) 使用の部分 岩手県奥州市水沢区字大町及び字大 3 月 31 日まで